

トピックス TOPICS

ゴルフ場再生の今後の見通し

—さくら共同法律事務所
西村國彦弁護士に聞く

社会経済生産性本部の『レジャー白書2007』によれば、2006年のゴルフ人口は890万人と初の900万人割れとなった。ゴルフ場経営業者の倒産も、2002年（108件）のピーク時と比べ半減したものの、依然として散発している。

そこで、ゴルフ場の再生案件を数多く手がける西村國彦弁護士に、ゴルフ場再生における問題点や業界の現状などについて話を聞いた。

（聞き手／産業調査部 内藤 修、江藤 哲宏）

——先生が和議申請代理人を務めた日東興業（株）（97年和議→2002年民事再生法）の事例は、「大型ゴルフ場の倒産処理・再生の先鞭をつけた」といわれています。

和議を申し立てた当時、日東興業グループは多くの会員を抱えており、そのパニック・怒りにはものすごいものがありました。彼らのプレー権を守るために、清算を前提とする破産はなんとしても避ける必要がありました。

会社更生法という選択肢もありましたが、当時の裁判所の運用状況を考え、和議を選択しました。和議という法律には欠陥が多く、迅速に再生を進めるには障害も多かったのですが、日東興業のケースを通じて和議の欠点が洗い出され、2000年の民事再生法の施行を促進した面もあると思います。

——そのほかに印象に残っている案件はありますか？

私が担当した「東相模ゴルフクラブ」（92年破産）の事例では、2000名以上の会員が団結してプレー権を守るために、根抵当権行使した金融機関に対し競売停止を訴えました。会員によるデモ行進の様子が1日に何度もテレビで報道

されるなど活動は盛り上がりを見せ、この結果、7年の歳月を経て会員主導でゴルフ場のプレー権を守ることができた珍しいケースです。経営実態が掴みにくい全国展開しているゴルフ場経営会社と異なり、東相模は単体のゴルフ場であったため、会社の数字を精査したうえで適切な対抗措置を取ることができた面もありました。

——民事再生法を申請したゴルフ場にはどのような特徴がありますか？

共通するのは、預託金に依存した経営を行っていた点と、過大な金融債務を抱えていた点です。バブル期前後の“カネ余り”を背景に、こぞって金融機関がゴルフ場に融資した結果、借入金が膨らんでいきました。

ところが、バブル崩壊以降は金融機関の対応が一気に厳しくなりました。預託金の償還期限が迫るなか、自主再建の見通しも立たなくなり、裁判所に駆け込んだケースが大半でしょう。預託金問題ばかりがフォーカスされがちですが、金融債務の問題も大きく、経営者責任という観点からは「自らのカネで経営してこなかったゴルフ場経営者の脆弱さ」が露呈したともいえます。

——そもそも預託金償還が問題となった背景には、どのような事情があったのでしょうか？

もともとゴルフ場のオーナーには「預託金は返すもの」という意識が希薄だったのでしょう。実は、会員も金融機関も同じでした。ところが、90年代後半に金融危機の表面化からゴルフ場の経営問題が叫ばれ出すと、一部の敏感な会員が返還請求を始めました。ある意味で預託金問題は、金融危機とリンクしていたといえます。その後、2000～2003年の“倒産ラッシュ”を経て、

大型ゴルフ・チェーンにおける預託金問題は一応のメドがつきましたが、ここにきて全額償還をうたって預託金募集を再開するゴルフ場も散見されます。預託金問題が再び業界全体を揺るがすことにならないか懸念しています。

——ゴルフ場倒産・再生動向の今後の見通しは?

大手ゴルフ場の倒産はすでに山を越えたといえますが、一定数の法的整理は続くと見ています。ここにきて大企業が「選択と集中」の戦略の下で系列ゴルフ場を手放すケースが目立ちはじめ、こうした動きは今後も相次ぐでしょう。2006年10月に二度目の民事再生法を申請した長崎日動（長崎県）のケースのような“再・再生法予備軍”も少なくありません。

このほか、今後注目したいのは2005年11月に最高裁が下した浜野ゴルフクラブ（旧・國際友情俱楽部、千葉県）の更生担保権の否認権行使を認めた判決の広がりについてです。これまで見られなかった画期的な判決であり、巨額の根抵当権が否認される判例が示されたことで、ゴルフ場再生の他の事例への影響に注目しています。

——近年は、ゴールドマン・サックス、ローンスターの2大外資系グループが、民事再生法を申請したゴルフ場を買収し勢力を伸ばしています。

外資系の台頭には、良い面も悪い面もあります。外資系グループは、練習場改革やジュニア強化など、様々なサービスで顧客満足度を高めています。共通会員化を含め、ゴルフ場の「カジュアル化」への流れを作り出しており、一部の会員や従業員にもこうした取り組みは歓迎されているようです。振り返れば、これらの外資系2社がいなければ金融機関の不良債権処理は進まなかつたという側面もあります。いまでは日本のゴルフ場業界にとって不可欠な存在になったといえるでしょう。ただ、もともと預託金が大幅にカットされているうえに年会費が値上げされ、会員権価格も上昇しないなど、一部の会員から不満の声が聞こえるのも事実です。



ゴルフ場の再生案件を数多く手がける西村弁護士

——最後に、ゴルフ場の再生にあたって弁護士が果たす役割とは?

他の業界の再生事例と同様に、いわば「外科医」のような役割だと思っています。再生においては難局を乗り切るために、法的整理による預託金カットなど「大胆な外科手術」のような処置が必要です。その後に経営を改善するための「内科治療」も重要となりますが、弁護士は主に前者の方を担当しています。会員の理解を得るために、ゴルフ場オーナーには「恥をかいて頭を下げること」が場合によっては求められます。オーナーを説得するのも弁護士の役割だと考えています。ゴルフ場の再生支援は預託金問題など業界特有の事情も多く、いざ再生が必要となった際には、やはり専門的な知識をもった弁護士に相談する必要があります。早い段階での着手が重要ですから、ゴルフ場の経営者には包み隠さず情報を開示し協力してくれるこことを望みます。

西村 國彦氏 略歴

1947年生まれ。東京大学法学部卒。76年弁護士登録。(株)ケー・エス・ジー(東相模ゴルフクラブ、92年破産)債権者代理人、日東興業(株)(97年和議)申立代理人、(株)長崎日動(愛野カントリー俱楽部、2006年民事再生)申立代理人など、これまでに数多くの大型ゴルフ場事件を手がける。また、2004年より日本ゴルフ学会常務理事(国際交流担当委員長)を務める。